



3 日常生活を送る上での基本的なサービス

3-3 水道

水道、下水道ともに、使用するには登録と使用料の支払いが必要です。下水道は、地域によって整備されているところと、そうでないところがあります。支払い方法も違いますので、まずは各市区町村の役所の窓口でご確認ください。

(1) 水道の開設と中止

水道の使用を開始するとき、または引越などで中止するときは、各地域の水道局または市区町村の役所の水道担当課まで連絡し、住所、氏名、引越日を知らせ、料金の支払方法などの指示をおおぎます。水道料金については、2ヵ月ごと検針が行われるケースが多いのですが、地域によっては1ヵ月ごとの検針となります。検針後に明細書とともに料金が請求され、口座振替または銀行、コンビニエンスストアなどでも支払う仕組みは、電気、ガスと同じです。

(2) 水道の故障

破裂など水道が故障したときは、布きれなどを巻き、水が飛び散らないように押さえてから、止水栓を右回り(時計回り)に回して、とりあえず水を止めてから修理の申込みをしてください。市区町村の役所の水道課に問い合わせてください。

(3) 下水、し尿汲み取り

下水道のサービスは、水道の使用開始と同時に行われます。下水道使用料は、使用した水量または世帯人数に応じて、水道料金と一緒に請求されます。また、下水道がつながっていない家庭の場合、し尿汲み取りが行われています。自治体の許可業者に直接連絡して来てもらう場合が多いです。料金は汲み取り量による場合と人頭制(人数)による場合があります。詳しくは市区町村の役所に問い合わせてください。



すいどう げすいどう てび ●水道・下水道の手引き

かいせつ 開設と ちゆうし 中止	かくち いき すいどうきよく し くちようそん やくしよ すいどうたんとうか れんらく じゆうしよ しめい ひつこ び 各地域の水道局または市区町村の役所の水道担当課まで連絡。住所、氏名、引越し日を し りようきん しはらいほうほう しじ 知らせ、料金の支払方法などの指示をあおぎましょう
こしろう 故障のと き	はれつ ばあい ぬの ま みず と ち お しすいせん みぎまわ 破裂などの場合は布きれなどを巻き、水が飛び散らないように押さえてから、止水栓を右回り とけいまわ まわ みず と しゆうり もうしこ (時計回り)に回して、水を止め、修理の申込みをします
げすい 下水、し にようく と 尿汲み取 り	げすいどう すいどう しょうかいし どうじ かいし 〈下水道のサービス〉水道の使用開始と同時にサービス開始 げすいどう ばあい にようく と し くちようそん やくしよ ぎようしゃめい もうしこみほうほう 〈下水道がつながっていない場合〉し尿汲み取り→市区町村の役所に業者名、申込方法、 りようきん と あ 料金などを問い合わせましょう